

## ○東京藝術大学工事契約関連要項

〔平成16年4月1日〕  
学 長 裁 定  
改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学における施設整備事業に伴う工事契約関連事務については、東京藝術大学会計通則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(競争加入者心得)

第2条 施設整備事業実施のための契約事務執行の適正化を図るため、本要項の運用においては、別に定める競争加入者心得について(契約事務受任者裁定 平成16年4月1日)を適用するものとする。

(消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い)

第3条 消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う入札・契約等の取扱いについては、消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて(文教施設部長通知文施指第49号 平成8年9月26日)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「東京藝術大学会計通則等」と、それぞれ読替えるものとする。

(工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表)

第4条 工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(文教施設部長会計課長通知13文科施第69号 平成13年6月6日)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「東京藝術大学会計通則等」に、「契約担当官等」を「契約事務受任者」に、「官職」を「役職」と、それぞれ読替えるものとする。

(建設資材の価格変動等に伴う契約の変更)

第5条 建設資材の価格変動に伴う契約の変更については、建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について(管理局長会計課長通知文管約第145号 昭和55年3月29日)の規定、及び必要の都度通達される、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」を「契約事務受任者」と読替えるものとする。

(公正入札調査委員会の設置等)

第6条 建設工事の発注に伴う入札の適正を期するため、公正入札調査委員会の設置については、別に定めるものとする。

(工事関係保険)

第7条 契約事務受任者が工事請負契約を締結するとき、請負者に工事目的物、工事材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を保険によっててん補するために火災保険、建設工事保険等の付保を求めるときの取

り扱いについては、工事関係保険について（文教施設部長通知文施指第49号 平成12年3月31日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」を「契約事務受任者」と読替えるものとする。

（工事名称の表示について）

第8条 施設整備事業実施のための工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理の円滑な実施を図るため、工事名称の表示方法については、工事名称の表示について（監理室長通知4施指第9号 平成4年2月14日）の規定を準用するものとする。

ただし、国有財産法関連の規定は適用しないものとする。

（現場説明書書式）

第9条 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式の一部改正について（監理室長通知15施施 企第9号平成15年6月5日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法」を「東京藝術大学会計通則」に、「国庫」を「東京藝術大学」に、「支出負担行為担当官」を「契約事務受任者」に、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」を「出納責任者」に、「官職」を「役職」とそれぞれ読替えるものとする。

（未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱）

第10条 未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱については、未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱について（文教施設部長会計課長通知文会総第302号 平成11年4月1日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部省発注工事請負等契約規則」を「東京藝術大学工事請負契約要項」に、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約事務受任者」とそれぞれ読替えるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。